

観光の振興に関する施策を実施するための 財源の在り方

- 提 言 -
(案)

令和元年12月〇〇日

函館市観光振興財源検討委員会

目次

I	はじめに	P 1
II	観光振興に関する財源確保の必要性	P 2
III	観光振興のための財源確保策の検討	P 6
IV	提言	P 8
V	おわりに	P 10
VI	参考	P 11

I はじめに

函館市観光振興財源検討委員会（以下「本検討委員会」という。）は、函館市の観光の振興に関する施策を実施するための財源の在り方について検討するため、令和元年7月に設置されました。

本検討委員会では、これまで〇回の委員会を開催し、多様化する旅行ニーズや時代の変化を捉え、さらなる観光振興を図るための様々な観光施策や観光振興の指針・方向性について議論を重ね、今後の函館市の観光振興に資する施策の重要性を明らかにするとともに、函館市における財政の現状や今後の見通しを踏まえ、将来においても観光振興の充実に充てる財源を安定的に確保していくことが必要であるとの認識に至りました。

本検討委員会においては、このような観点から、財源確保策の検討のための論点を整理し、財源の負担を求める対象と行為等について議論するとともに、その手法について幅広く検討し結論として、函館市の観光振興のための財源については、法定外目的税として「宿泊税」を導入することが望ましいと考え、ここに提言書を取りまとめました。

なお、本検討委員会は、広く意見を聴くためのパブリックコメントや、関係者向けの意見交換会の実施により意見の収集を図ってきたところであり、ご協力いただいた皆様にこの場をお借りして厚くお礼を申し上げます。

函館市観光振興財源検討委員会 委員長 奥平 理

II 観光振興に関する財源確保の必要性

1 函館市の観光施策の現状と課題

(1) 函館観光の現状【参考 図表1～4】

平成30年度における、観光入込客数は約526万人となっており、過去最も多かった平成28年度の約561万人に比べ、約35万人の減少となっているが、外国人宿泊客数は約55万人となっており、平成25年度からの6年の間に約1.9倍の規模となっている。

平成30年度における、観光入込客数のうち道内客は約186万人、道外客は約340万人となっており、全体に占める割合は北海道外からの観光入込客数の方が多いが、近年減少傾向にある。

また、延べ宿泊客数の推移では、平成30年度で約440万人となっており、ピーク時の平成28年度より下回っているものの近年は増加傾向にあるが、平均宿泊数は横ばい状態にある。

(2) 函館観光の課題

① 国内の北海道外在住観光客減少への対策

函館市においては、北海道外からの観光入込客数の割合が高い構造であるが、近年、北海道外からの国内観光客数が減少傾向となっていることから、その減少を食い止め、全体の入込客数の増加に繋げるための対策が必要と考える。

② 観光客の受け入れ環境整備

観光客の利便性と、満足度を向上させ、リピーターを増やしていくためにも、観光産業に従事する人材の確保や育成に力を入れることや、A Iの活用等の対応が必要と考える。

③ 外国人観光客増加への対策

街中でのさらなるWi-Fi環境の整備や多言語対応の標識、案内板の整備等のハード面に加え、外国語対応可能な人材の育成等のソフト面の充実を図り、今後も増加が見込まれる外国人観光客の受け入れ環境の整備が必要

と考える。

④ 滞在型および通年型観光の実現

夏季期間と冬季期間の観光入込客数に大きな差があるため、滞在型および通年型観光を実現する等、年間を通して宿泊客数を伸ばす対策が必要と考える。

⑤ 函館市のさらなる魅力の向上

ポスト新幹線時代において、今後のデジタル社会への対応や観光消費額拡大の取り組みの充実、「観光地経営」の視点に立った取り組みを進め、観光地としての魅力を高めていく必要があると考える。

(3) 今後の観光施策

課題を解消し、さらなる魅力の向上を図るための施策として、「観光プロモーション」「観光客の受入環境整備」「インバウンド対策」「函館観光の魅力向上」「観光戦略に係る取り組み」の5つの柱と、新規・拡充に係る取り組み例について市当局から提案があった。

○新たな観光振興財源の活用案（新規・拡充施策）

1	観光プロモーション ・各種誘致宣伝事業 ・広域連携による交流人口の拡大 ・秋冬の観光情報の発信 ・テーマ別観光情報の発信 ・M I C E 対応窓口機能の強化 ・観光ポータルサイト「はこぶら」等の全面的リニューアル	拡充
2	観光客の受入環境整備 ・有償観光ガイドの育成 ・文化財建造物保存修理への助成 ・観光施設整備事業 ・宿泊施設改修支援事業費補助 ・視覚的にわかりやすい案内板、標識の整備	新規・拡充

	<ul style="list-style-type: none"> ・MaaSの導入による移動サービスの充実 ・高速交通ネットワークの整備促進 ・国際航空路線の拡大促進 ・函館港の利用促進 	
3	<p>インバウンド対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人観光客の滞在環境向上 ・多言語表記、対応の充実 	新規・拡充
4	<p>函館観光の魅力向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ラグジュアリートラベルの推進 ・ナイトタイムエコノミーの推進 ・ニューツーリズムの推進 ・各種イベントの観光資源化 ・函館の「食」の魅力向上、付加価値化 ・ライトアップ施策推進事業 ・縄文遺跡群世界遺産登録の推進 	新規・拡充
5	<p>観光戦略に係る取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光施策推進体制の見直し、強化 ・ビッグデータを活用した観光動態把握 	新規・拡充

新たな観光振興財源の使途としては、より具体的な施策を提示することが必要と考えており、今後、観光関連事業者の声を聴きながら現施策の検証・見直しを行うとともに、より実効性のある施策について議論することが必要と考える。また、制度導入までの間に観光客や関係事業者に理解していただくための努力が必要と考える。

2 函館市の財政状況【参考 図表5～7】

(1) 財政の現状

歳入面においては、自主的、安定的な財源としての市税が少なく、国の制度に左右される地方交付税等に依存する脆弱な体質であり、歳出面においても人件費、扶助費、公債費のいわゆる義務的経費の割合が高く、様々な行政需要に対応するための経費の割合が少ない硬直化した状況にある。

(2) 財政規模の縮小と観光振興

将来的な人口減少により、市税や地方交付税の減少が予測され、財政規模の縮小が余儀なくされる中、観光行政費も縮小せざるを得ない状況にある。一方で、函館市において観光行政費を確保し、観光施策を充実させることは、地域全体の活性化のためにも必須であり、そのための安定的な自主財源が必要となる。

III 観光振興のための財源確保策の検討

財源確保策について、他の自治体における取り組み事例を参考に、負担を求める対象と手法を論点として検討を行った。

(1) 負担を求める対象の検討

観光等で函館を訪れる来函者は、函館市の行政サービス等を享受していると考える。様々な行政サービスの恩恵を受けている者がその費用を応益的に担う「受益と負担の関係」でみると、来函者から負担を求めるることは妥当であり、市民の理解も得やすいと考える。

(2) 負担を求める手法の検討【参考 図表8】

使途や目的を達成するための安定的かつ継続的な財源を確保できることや、徴収に係る費用が過大とならないこと、対象者の捕捉が容易な手法であること等を主眼に、来函する観光客の主な行為・行動と他都市事例等を勘案し、想定され得る手法の検討を行った。

○観光客の行為・行動

- ・観光関連施設の利用行為
- ・交通機関の利用行為
- ・飲食行為やお土産等の購入行為
- ・市内への入域行為
- ・宿泊施設への宿泊行為

○他都市事例を参考に想定される手法

- ・寄附金（協力金）
賛同者からの寄附（協力）を求めるもの
- ・課税自主権の活用
地方税法に基づく法定目的税の超過課税や法定外目的税

寄附金（協力金）を求める手法については、使途を定め賛同をしていただける方からの協力を求めるものであるが、既存の寄附金とは別の徴収方法が必要となるほか、収入規模の見通しが不透明であることから適切ではないと考える。

本検討委員会では、地方税法の規定に基づく課税自主権の活用をすることが、他都市の先行事例や徴収に係る費用の観点から望ましいものと考えた。

この課税自主権の活用にあたっては、観光振興によってメリットがあるのは観光業界全体であり、宿泊行為に絞らず、観光施設の利用、飲食、物販等観光客の行為・行動に対し、広く薄く課税してはどうかという観点からさら

なる検討を行った。

- ① 「観光関連施設の利用行為」や「交通機関の利用行為」に課税する場合
対象施設の線引きや市民への課税という観点から困難であると考える。さらに、観光客が複数の施設や交通機関を利用した場合、利用するたびに徴収されることは過重な負担となり、この負担感を解消しようとすると、制度が複雑となり徴収コストが増大すると考える。
- ② 「入域行為」に課税する場合
この事例では、^{とうしょく}島嶼部への入域行為に課税している事例（沖縄県伊是名村ほか）があるが、入域行為が船舶や航空機に限られている事例である。函館市では多岐に渡る入域方法があり、これら全てを把握することは難しいものと考える。また、先行事例では、税の公平性の観点から村民（島民）へも課税されているが、市内と市外の出入りが日常的に行われている函館市の実情を考慮すると導入は難しいものと考える。
- ③ 「飲食行為やお土産等の購入行為」に課税する場合
「観光関連施設の利用行為」に課税する場合と同様に、対象施設の線引きや市民への課税という観点から導入は難しいと考える。
- ④ 「宿泊施設への宿泊行為」に課税する場合
前述の案と比較すると、制度的に簡素であり徴収に係る費用も過大となるないこと、また、宿泊客の多くは来函者であることに加え、宿泊客の割合が高い地域実情からも効率的な財源確保策として望ましいと考える。

IV 提言

(1) 財源確保の必要性

近年、海外からの観光客の急増等により、新たな行政需要への対応が迫られていることに加え、将来的な人口減少に伴う財政規模の縮小により、観光行政費の縮小が想定されるところである。今後、交流人口をさらに拡大し地域経済の活性化を図るためには、これまで以上に観光施策を充実させていかなければならず、**現行施策に加えてさらなる観光振興施策の展開に必要となる自主財源の確保が必要である。**

(付言)

- 函館を他都市に負けないよう魅力ある街にするため、観光振興に関する施策を幅広く検討し、新たな施策の展開、現施策のさらなる拡充を図り、これまで以上に観光振興に取り組むこと。
- 函館は従前より観光客数に占める宿泊客の割合が高い地域特性があり大きな経済効果が見込まれることから、今後も宿泊客をさらに増やし観光消費額の増加を図っていくこと。
- 函館山からの夜景整備を含むナイトタイムエコノミーの強化等函館の強みを活かしていくとともに、ゴミ箱設置やトイレ整備等観光公害への対策や、交通インフラの整備を行っていくこと。
- 観光振興の施策を幅広く検討するため、市部局間で連携をすること。
- 既存の施策の単なる財源の振り替えとなる施策は避けること。
- 観光振興のための課題を洗い出し、優先順位を付けて取り組むべき施策を関係事業者の意見も聴きながら議論すること。
- 観光客や関係事業者の理解を得るために観光目的税の使途を明確にすること。

(2) 財源確保策の検討

観光振興に関する財源確保策としては、税の制度としてできる限り簡素であり、一定規模の財源確保が見込まれる制度がふさわしく、また、観光振興施策を中心とした行政サービスの恩恵を受けていることに対する負担の観点や宿泊客の多くが観光客であることを踏まえ、**宿泊行為に課税する「宿泊税」が望ましい。**

(付言)

- 特別徴収義務者となる宿泊事業者の事務負担が想定されるため、様々な角度から不安や負担等についての意見を聴きながら、なるべく宿泊事業者に負担のない簡素な制度設計を図ること。
- 税率の考え方や免税点の是非を含めた課税免除対象等について、導入他都市の事例や宿泊事業者の意見も聞きながら検討すること。
- 宿泊事業者の事務負担に対する奨励金を交付する制度の導入等、負担の軽減を図ること。
- 宿泊客の負担軽減の観点から、入湯税の軽減についても必要に応じて検討すること。軽減する際には、宿泊事業者の負担とならないようわかりやすい軽減策となるよう留意すること。
- 北海道においても観光振興を目的とした税財源の検討がされているところであり、二重課税となる場合は宿泊客や宿泊事業者への過重な負担とならないよう適宜情報を交換し、協議を行うこと。
- 目的税としてどのような使途に充てられているかが重要であることから、その使途を明確にするとともに、活用した事業を公表すること。
- 宿泊税の導入に際しては、宿泊客への周知・広報を十分な期間をかけてしっかりと行い導入時の混乱を避けるよう手を尽くし、また、特別徴収の手続き等について、宿泊事業者等関係者への丁寧な説明や周知を行うこと。
- 将来にわたって課税し続けるものではなく、法定外目的税として一定期間の課税期間を設定し見直しを行っていくこと。また、見直しの際には、宿泊税に反対の意見や宿泊以外の行為に対する課税を求める意見があることに留意し、見直し時の課税状況等を踏まえ、様々な視点で検討を図ること。

V おわりに

本検討委員会では、函館市の観光の振興に関する施策を実施するための財源の在り方について、「宿泊税」を導入することが望ましいとの結論に至り、本提言の取りまとめを行いました。

本検討委員会での意見や議論のほかパブリックコメントや意見交換会からも宿泊行為に対する課税について反対するとの意見、消費税率の引き上げや台風、地震等の災害、ホテルの建設ラッシュの影響がある中、導入するタイミングではないのではないかとの意見もあったところである。

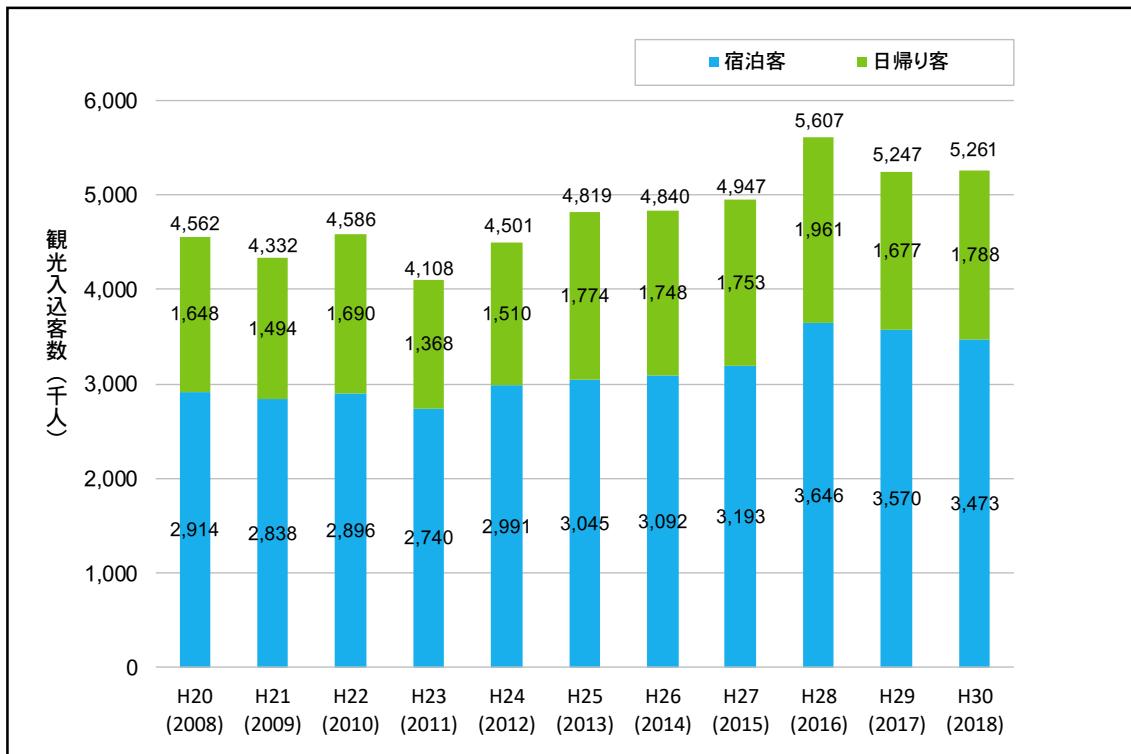
しかし、宿泊行為に絞らず様々な比較検討をした中でも宿泊行為に課税する宿泊税が最も望ましく、また、実際の導入までには、議会の条例可決を経て総務大臣の同意を得る必要があることや、十分な周知期間が必要であること等、一定の時間を要することが想定され、全国的な人口減少やインバウンドの急増を背景に、多くの都市が観光振興に力を入れようとしている中、観光施策の拡充が急務であり、そのための財源を現時点から検討する必要があると考えたところである。

この提言書を受けて、函館市において、さらに具体的な制度設計を詰め検討を進めていくことと思われるが、これまでの本検討委員会での議論を踏まえ、市民や観光客、関係事業者の方々に理解の得られる財源の使途、制度設計を構築していただきたい。

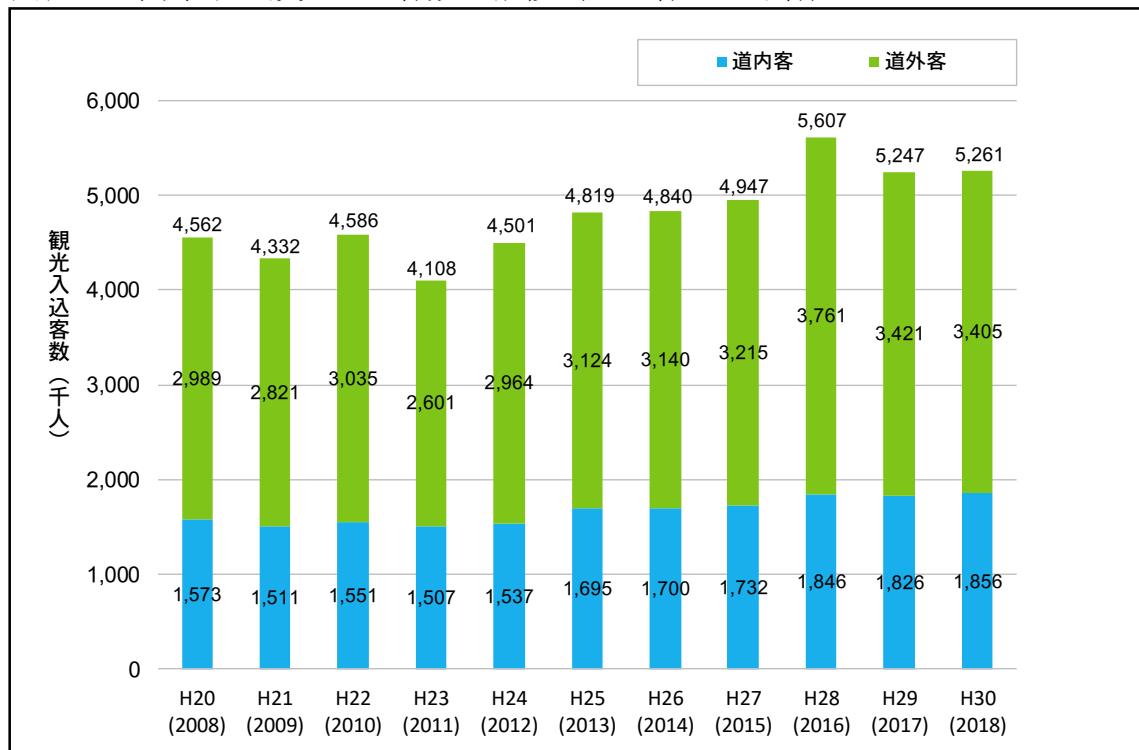
今後、新たな財源の確保により、国際観光都市としてさらなる魅力あるまちづくりがすすめられることを期待している。

VI 参考

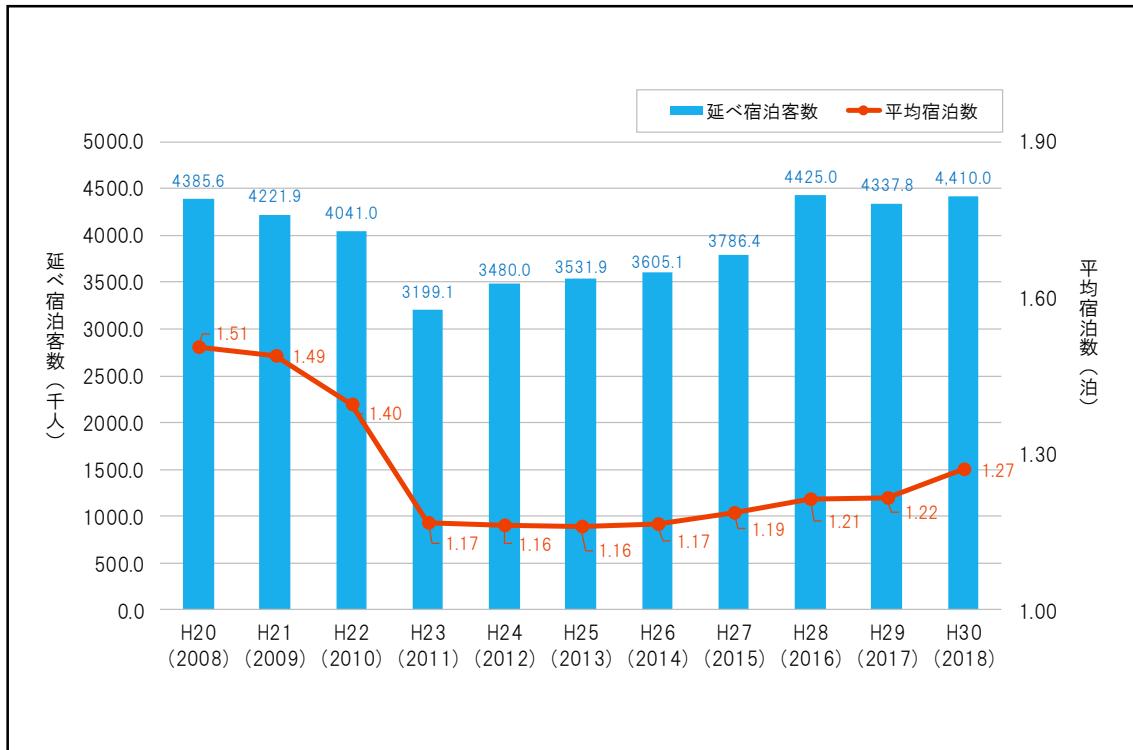
図表1 函館市の観光入込客数の推移（宿泊客・日帰り客）



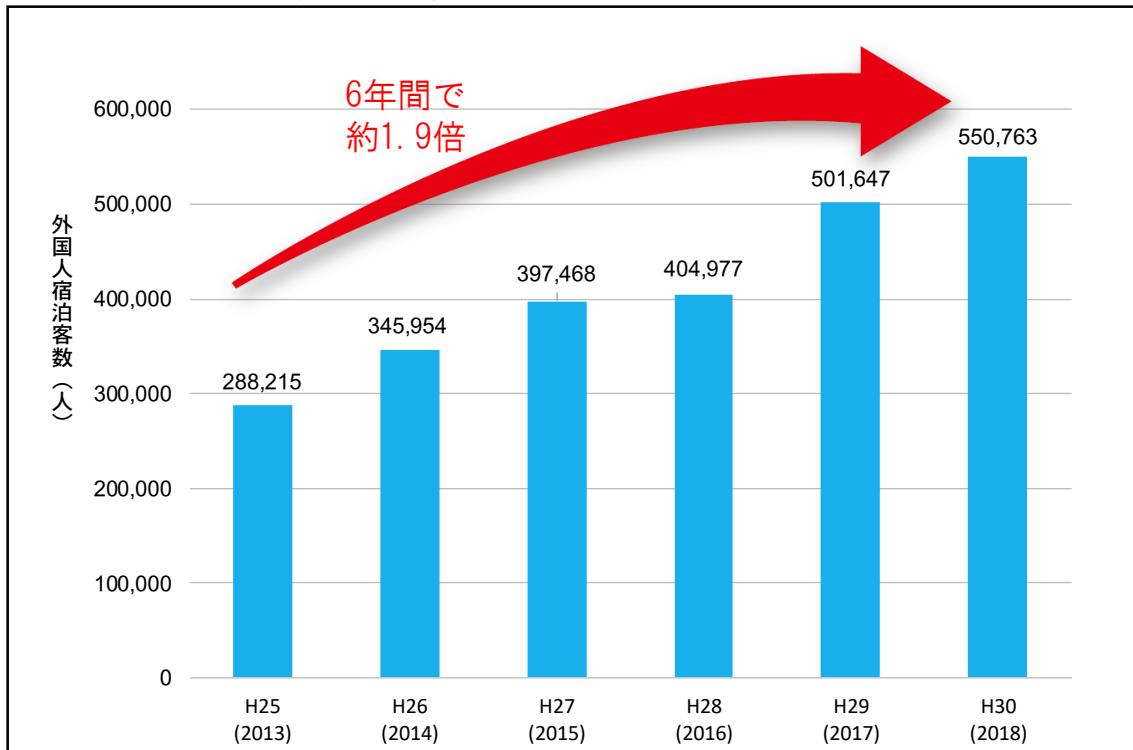
図表2 函館市の観光入込客数の推移（道内客・道外客）



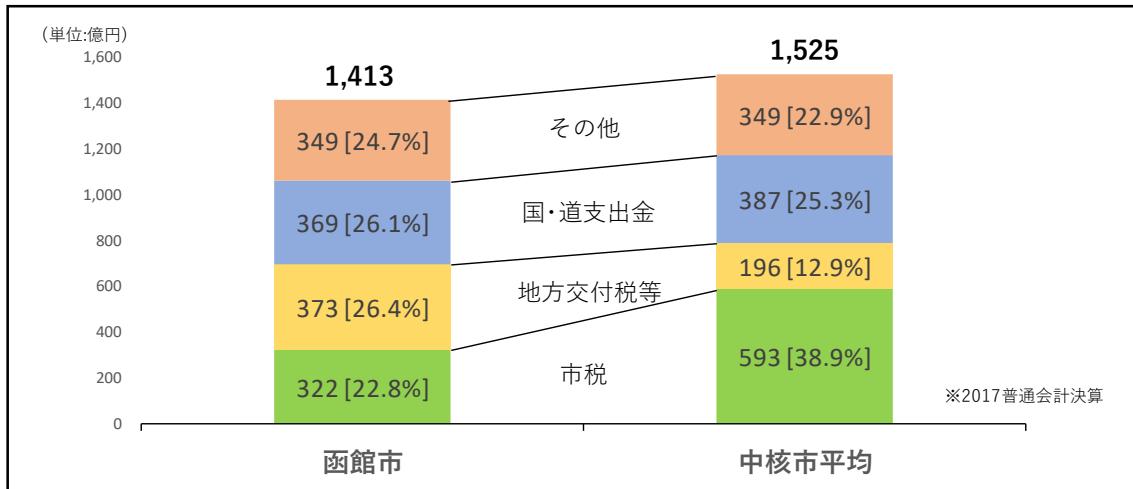
図表3 延べ宿泊客数の推移



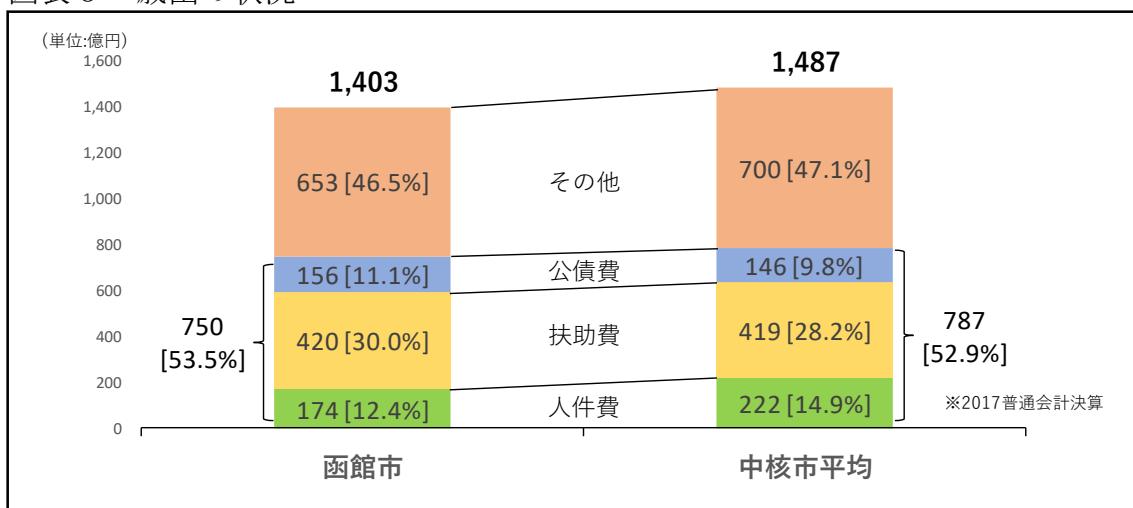
図表4 函館市の外国人宿泊客数



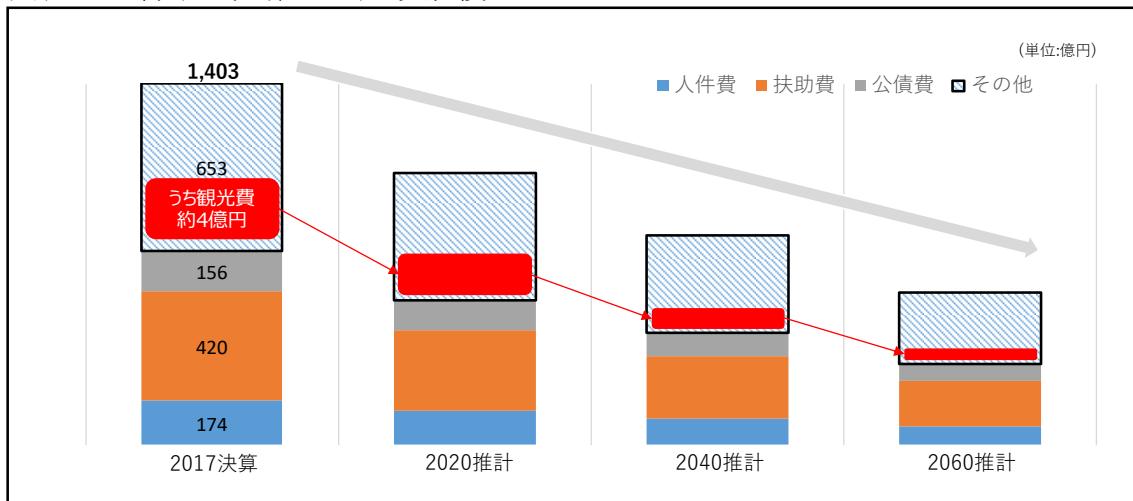
図表5 歳入の状況



図表6 歳出の状況



図表7 将来を見据えた財政規模のイメージ



図表8 財源確保策の比較検討

事例	①観光振興協力金		②入湯税超過課税	③宿泊税	
種類	寄附金(協力金)		法定目的税の超過課税		法定外目的税
行為	施設利用行為等		入湯行為		宿泊行為
対象	観光客や協力者		鉱泉浴場への入湯者		宿泊施設への宿泊者
論点整理	対象	・負担を強いるものではなく、任意の協力を求めるため対象となりうる	○	・入湯税は観光振興等の費用に充てる既存の法定目的税であり、対象として問題はない ・入湯者に対し、さらなる負担を求めることがある	△
	手法	・任意の協力金であるため、収入規模の見通しが不透明 ・既存の寄附受付とは別の徴収方法が必要となるが、適切な方法の確立が難しい	×	・本市の入湯者数の推移から、必要とされる財源規模を確保することは難しい	△
評価	×		△		○

参考 函館市觀光振興財源検討委員会 委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 等	
大橋 美幸	学校法人野又学園函館大学 准教授	副委員長
奥平 理	独立行政法人国立高等専門学校機構 函館工業高等専門学校 教授	委員長
酒井 康次	函館商工会議所 専務理事	
高地 保之	北海道税理士会函館支部 副支部長	
辻 清吾	公益社団法人函館法人会 事務局長	
寺井 慎一郎	函館自動車工業株式会社 代表取締役	
布谷 朗	一般社団法人函館国際観光コンベンション協会 専務理事	
渡部 浩典	函館地区バス協会 事務局長	

※オブザーバー

函館湯の川温泉旅館協同組合 (金道 太朗)

函館ホテル旅館協同組合 (遠藤 浩司)

参考　函館市觀光振興財源検討委員会設置要綱

(設置)

第1条　観光の振興に関する施策を実施するための財源の在り方について検討するため、函館市觀光振興財源検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条　委員会は、観光の振興に関する施策を実施するための財源の在り方について検討し、市長に提言を行う。

(組織)

第3条　委員会は、委員8人以内をもって組織する。

(委員等)

第4条　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
 - (2) 各種団体の推薦する者
 - (3) その他市長が必要と認める者
- 2　委員は、第2条に掲げる事務が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長および副委員長)

第5条　委員会に、委員長および副委員長各1人を置く。

- 2　委員長および副委員長は、委員の互選により定める。
- 3　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条　委員会の会議は、委員およびオブザーバーで構成する。

- 2　オブザーバーは次の各号に掲げる組合の組合員各1人とする。

- (1) 函館湯の川温泉旅館協同組合

(2) 函館ホテル旅館協同組合

- 3 委員会の会議は、委員長が招集する。
- 4 委員長は、委員会の会議の議長となる。
- 5 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、財務部において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

参考　函館市観光振興財源検討委員会　開催実績

	日程	議事
第1回	令和元年7月22日	(1) 委員長および副委員長の選出 (2) 観光振興に関する財源確保策の検討について
第2回	令和元年8月29日	(1) 第1回検討委員会議事録の承認について (2) 観光振興に関する財源確保策の検討について
第3回	令和元年9月25日	(1) 第2回検討委員会議事録の承認について (2) 観光振興に関する財源確保策の検討について
	令和元年10月7日～ 11月5日	パブリックコメントの実施
	令和元年10月25日 令和元年10月28日	意見交換会の開催
第4回	令和元年11月20日	(1) 第3回検討委員会議事録の承認について (2) 提言の取りまとめについて
第5回	令和元年12月16日	(1) 第4回検討委員会議事録の承認について (2) 提言書（案）について

函館市観光振興財源検討委員会の検討内容に対するパブリックコメント（意見公募）の実施結果について

募集期間	令和元年（2019年）10月7日（月）～11月5日（火）必着
担当課	函館市観光振興財源検討委員会事務局 (函館市財務部税務室市民税担当税制部門)
意見提出者数	9名（応募者数：個人3名 法人等団体6名）、意見総件数35件

函館市観光振興財源検討委員会の検討内容に対する意見の概要と検討委員会の考え方（※意見の概要については、原文を要約して載せてています。）

1 財源の使途に関することについて（7件）

意見の概要	検討委員会の考え方
宿泊税は、京都や大阪、金沢など大都市や観光都市での課税が増えてきているが、増税分を修学旅行や合宿への助成や違法民泊対策、トイレの増設や清掃回数増加など、より具体的に宿泊増加や観光環境対策に繋がる施策を示した上で実施している。一方、函館市の場合は何ら具体的な使途を示さないままで、報道等からは増税分が観光対策以外に使用される疑念を抱かざるを得ない。	宿泊税の使途については、第2回検討委員会における「資料2」の8ページに、現行の観光施策に加えて、今後、新規または拡充し取り組む施策の方針が記載されております。具体的な事業内容については、函館市が予算編成時に示すことになりますが、その検討にあたっては、事業者の意見を参考にするよう、提言を取りまとめたいと考えております。
観光振興のための税だと言いながら具体的な使用目的を何一つ挙げておらず、具体策もないのに安定した財源だけに執着する市の姿勢に不信感しか持てない。観光客から金を頂くという割には、ホスピタリティのかけらもない提言である。	
今年と来年で客室が約3,000室増加する見込みであり、1年間で130万人の宿泊者を増やさなければ宿泊施設はダメージとなることから、函館市への入込数を増やす方策を示していただきたい。	
宿泊税を導入した場合、函館空港の着陸料などの軽減措置、それによるLCCの路線拡大、湯の川地区の熱帯植物園の整備などを検討すべきである。	

<p>海外からの観光客増加への対策についての意見として、資料を見ると、外国人観光客1人あたりの観光プロモーション経費は、日本人観光客1人あたりの経費の10倍をかけていることについて何も言及しておらず、単に対策を行うだけではなく、「10倍」という数字の妥当性、海外観光プロモーションの今後について費用対効果の検討がなされることを希望する。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、参考とするよう函館市にお伝えします。</p>
<p>観光振興施策の展開における方向性についての意見として、函館市観光振興財源検討委員会の検討内容には、「観光は地域間競争である」と書かれているが、広域観光連携の取り組みのように、協力し連携することも必要である。「幅広く検討」に含まれているのかもしれないが、報告書には「地域間競争」と同レベルで「協力」や「連携」も明記すべきである。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、参考とするよう函館市にお伝えします。</p>
<p>観光施策の方向性として、持続可能な観光、観光による経済効果と地域創生、地域に対する観光利益の還元を提案する。観光施策に関する提案として、</p> <p>①現状施策の再検証によるさらなる強化では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外に対する誘致施策を拡大し、告知ではなく集客を目的に展開し、継続する。 ・地域イベントを全国から集客できる内容に強化し、発信していく。 ・コンベンションの受入れ条件を他都市に負けないよう強化する。 <p>②地域特性を生かした新たな施策の構築では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供が喜ぶ観光施設を建設する。 ・函館発の全国大会を開催する。 ・東北方面からの集客強化を図る。 <p>③地域観光関連組織の一体感強化では、施策の実行・検証に際し、施設経営者だけではなく、現場担当者の生の声が反映されるような、地域の観光関連事業者が一体感の持てる仕組みづくりが必要であり、「P D C A」をいかに継続するかが最大のポイントと考える。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、具体的な施策の検討および実施にあたり、参考とするよう、函館市にお伝えします。</p>

2 財源確保策の是非や提案に関することについて（16件）

意見の概要	検討委員会の考え方
<p>導入検討を早急に行い実施時期や施策内容を迅速に決定し、宿泊施設への宿泊利用者（宿泊客）より徴収する宿泊税導入を行うべき。導入にあたっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税額は定額とする。案として、大人一人200円。ただし、入湯税との調整を要する。 ・想定される財源を基に新たな観光施策を構築する。 ・特別徴収義務者となる宿泊施設への負担軽減は徴収額に応じた還付金で行う。 ・決定後は関係者（特に宿泊施設）に対し速やかに告知・説明をする。 ・施策は負担者（宿泊者）及び徴収する施設側に対し理解が得られる内容とする。 ・施策の将来における持続可能性を考慮して財源徴収は10年以上継続する。 ・実行内容を明確に検証し継続・報告できる組織を構築する。 	<p>本検討委員会は、函館市の観光振興に関する施策の財源の在り方について検討するため、令和元年7月に設置されました。</p> <p>これまでの議論により、函館市の観光の現状や課題、今後の財政状況を踏まえまして財源確保の必要性を認識し、その確保策について検討していくことが必要であるとの考えに至りました。</p> <p>財源の確保策については、「受益と負担の関係」に着目し来函客から一定の負担を求ることとし、また、来函客の行為・行動について税制度での負担を求める手法について幅広く検討しました。これらを踏まえまして、法定外目的税として「宿泊税」の導入が望ましいとの方向性で提言を取りまとめたいと考えておりますのでご理解願います。</p>
<p>このたびの函館市による宿泊税導入の検討は、あまりにも唐突な感じでとまどっている。宿泊税に関して、先に検討していた北海道からは、事前に宿泊税を導入する場合の問題点や、導入後の施策について、個々の施設に対しヒアリングがあつたが、函館市では増税ありきの議論のように感じている。</p>	
<p>とにかく乱暴な意見ばかりであるとしか思えず、観光客から強制的に金をとる以前に、行政側は今までの観光施策で見直すべきところを真剣に考えるべきであるから、委員会を解散しじ零から作り直すべきである。宿泊税に反対。</p>	
<p>検討委員会の開始以来、宿泊税ありきの感が強く納得できない。宿泊税には反対。</p>	
<p>宿泊税には反対である。</p>	
<p>増税なき改革は考えられないか。</p>	
<p>観光目的税の導入の検討が、宿泊税に変わっている。納得できない。</p>	

<p>宿泊業のほか、その他の業種からも幅広く徴収することが安定した財源をもたらすのではないか。各関連業界は観光収入で暮らしていますから観光税の意味は理解しており、明確な還元価値を示せば合意是不可能ではないと考えられ、市が提示した観光予算の推移は厳しいことから市民からも徴収するような運用が含まれても一時違和感はあるだろうが市民理解を得ることも不可能ではない。その場合、使途について十分な議論のもと実施し、実行率を捕捉できるようにしておくことは不可欠であり、観光従事人材の育成と雇用安定化への予算化を願う。</p>	<p>これまでの検討委員会におきまして、ご意見と同趣旨の観点から議論も重ねてまいりましたが、観光客の宿泊以外の行為・行動ごとにに対する課税につきましては、行く先々で負担を強いることになる等総じて制度の複雑化・徴税コストの増大が想定される一方、税の制度としてできる限り簡素であり、また、観光振興施策を中心とした行政サービスの受益を受けていることに対する負担の観点からも、対象者の多くが観光客を含めた来函者となる宿泊行為に課税する「宿泊税」を観光振興に関する財源確保策とすることが望ましいとの方向性で提言を取りまとめたいと考えておりますのでご理解願います。</p>
<p>宿泊業界に片寄らず市内観光関連業界から広く浅く徴収する方法を検討できないのか。</p>	
<p>宿泊事業者だけ、観光振興税を課せられるのは不平等である。その他、お土産屋さん、入場施設でも税金を徴収する方法はあるのではないかと思うので、その場合、日帰りの利用客からも徴収できるので、宿泊税にするよりはいい。</p>	
<p>観光目的税としていたものが、宿泊事業者の意見を吸い上げる場もなく宿泊税として検討が進められていることが理解できない。検討委員会で宿泊事業者がオブザーバーということも納得できない。観光目的税ということなので、宿泊事業者からだけでなく、観光に関連する事業者からも、広く浅く徴収することを考えるべき。</p>	
<p>財源確保の検討についての意見として、オブザーバーからの宿泊税以外の手法を検討できないかという意見は、どのように結論付けられたのか。</p>	
<p>パート労働者の賃金が時給 1,000 円の時代を迎え、働き方改革の動きも加速されているこの時期に、宿泊業界だけ苦しむのが理解できない。</p>	
<p>道内の宿泊業界では消費税や入湯税等を料金に含むことを求められる商慣習が強く、同業他社との競争が激しく受けざるを得ない。仮に宿泊税の導入となれば、経営を圧迫することになる。</p>	<p>基本的には税と料金は別のものですが、様々な不安があることは理解するところであり、制度設計等十分検討されるよう、また、導入が決定しましたら、制度の周知や説明資料を配布するなど努めるよう函館市にお伝えします。</p>

<p>宿泊税の課税となれば、市内宿泊客は減少し、道南に来たお客様は、観光は函館市内で、宿泊は北斗市や大沼公園等市内を避けることが想定される。</p>	<p>観光目的税の財源を活用して、観光入込客数および宿泊客数を増やす取り組みを進めることが必要と考えております。ご意見の趣旨を踏まえ、具体的な施策の検討を行うよう函館市にお伝えします。</p>
<p>宿泊税導入となればシステム改修が必要となり、長期不況下で疲弊している宿泊業界の厳しい経営下では新たな設備投資は困難であること、温泉施設では入湯税も徴収しており二重課税として受け止められる可能性が高いこと、ホテル・旅館等の登録施設以外の民泊からの徴収は絶対に不可能と思われ、税の不平等が発生しかねない状況であること、また、市民利用の多い函館について宿泊税を導入することで市民の客離れが懸念されることから、宿泊税として宿泊事業者が徴収することに反対。市民以外を対象とした入域税とすべき。</p>	<p>他都市の事例ですと、沖縄県の島嶼部の村にて、村民を含めた課税について合意の上実施されているとお聞きしております。函館市においては、他都市の事例と異なり入域方法が多岐にわたることもあり、入域行為に負担を求めるることは困難であると整理しているところでございます。</p>

3 導入する時期に関することについて（4件）

意見の概要	検討委員会の考え方
<p>宿泊業者にとっての懸念は、宿泊税を支払うのは受益者である宿泊客ではなく、結局は事業者になるということであり、観光客の入込は漸減傾向にあり、インバウンドを始め宿泊客の減少が加速している中で、新たな宿泊施設の建設による供給数の増加は価格競争に繋がることは目に見えており、消費増税間もない時期での更なる課税は利益圧迫となり、地元資本の中小事業者にとって死活問題であるから、何の配慮も無いのなら断固反対の立場を取らざるを得ない。</p>	<p>実際の導入までには、議会の条例の可決を経て、総務大臣の同意を得る必要があり、制度の周知期間も十分に設けなければならないことから、課税を開始し、収税を観光施策に充てられるようになるまでには、時間がかかることが想定されるところあります。</p>
<p>消費増税をしたばかりの時期に、旅行客から税金を徴収することに反対する。ただでさえ函館市内の観光客数が減っている中でホテルの新規建設ラッシュが続き、宿泊単価を上げられない中小企業や個人経営の旅館・ホテルには死活問題になる。将来的には必要な税金とは思うが、先行投資で新しい観光資源を作り、その後に、税金をいただき、明確な使途を観光客にアピールするべき。</p>	<p>本検討委員会では、全国的な人口減少やインバウンドの急増を背景に、多くの都市が観光振興に力を入れようとしている中、少しでも早く、観光施策を拡充し、今後も安定的に推進するための財源を確保する必要があるとの市からの要請により、現在議論を進めているところあります。</p>
<p>台風・地震等の災害がここ2～3年の間続き被害等各方面各産業界に及ぼす影響は大きく、取り巻く環境が厳しいこの時期に観光目的税の検討を急ぐことが理解できない。</p>	
<p>消費税増税により消費が抑えられているなか、函館市内ではホテルの建設ラッシュも進んでおり、宿泊税を導入するタイミングではないのではないか。</p>	

4 他の地域での検討状況に関することについて（2件）

意見の概要	検討委員会の考え方
<p>北海道も宿泊税導入を検討しており、調整のないまま函館市が先行した場合、将来的に道と二重課税となりかねない。宿泊事業者の更なる増税のリスクを残した拙速な決定は何としても避けてもらいたい。</p>	<p>これまでの検討委員会におきまして、北海道の検討状況も踏まえ、宿泊客に過重な負担とならないよう、北海道と情報交換、協議を適宜行うよう提言を取りまとめたいと考えております。</p>
<p>北海道においても観光税を検討しており、宿泊税導入となれば、入湯税含め三重課税となることが想定され、総合的な調整が必要。</p>	

5 その他（6件）

意見の概要	検討委員会の考え方
ふるさと納税で「観光促進」を強調してもいい。	
観光に携わるすべての労働者が時給1,000円以上で働くような国際観光都市にふさわしい雇用環境の確立のため、客室清掃の派遣型パートタイマーや障害者雇用なども含めて、観光産業従事者に最低賃金時給1,000円以上を義務付ける条例の制定が必要。	ご意見について、参考とするよう函館市にお伝えします。
湯の川温泉が衰退しないよう、函館市からのバックアップを切に望む。	
国内観光客の増減傾向についての意見として、資料は必ずしも「道外からの国内観光客が減少している」という結論を示唆するものとなっておらず、平成23年度から平成27年度までの増加傾向が今後も続くという見方もできるのではないか。	平成28年の北海道新幹線開業時には、開業イベント等の開催も追い風となり、一時的に観光入込客数が増加したところですが、その後開業効果が落ち着き、平成29年度、平成30年度と2か年度にわたり道外観光客の入込が減少しており、全国的な人口減少の状況などを踏まえますと、今後も同様の傾向が続くものと考えられます。 今後、道外在住の観光客数を増加させていくため、新たな施策の展開や現施策の拡充を図っていくよう函館市にお伝えします。
函館市は入湯税150円を徴収しており、この使途が不透明である。なぜ内訳を表明しないのか。	入湯税については、観光振興と消防活動に必要な施設整備の充実に充てられており、函館市で公表を検討していると聞いております。
他の地域との競争力にも直結するため、宿泊税を導入するならば、入湯税の廃止を強く求める。	宿泊税だけでなく入湯税をあわせて負担する宿泊者に対し、負担軽減の観点から、入湯税の軽減についても必要に応じて検討するよう、提言を取りまとめたいと考えております。

函館市観光振興財源検討委員会 意見交換会でのご意見について

10月25日（金）開催 市役所8階 大会議室

10月28日（月）開催 函館アリーナ 会議室B

1. 財源の使途に関するご意見について

ご意見（要旨）	事務局（市）からの回答
函館は、魅力度ランキングは高いけれど、地元民が楽しんでいない街だと感じる。外国人は1週間とか10日間で旅行するが、函館へは1泊で、夜景見て、ご飯食べて、終わり。地元民が楽しんでいるところへ観光客は行きたいもの。そういうところから、観光振興を考える必要がある。	意見承り今後のまちづくりの参考にしてまいりたい。
魅力あるまちづくり、リピーターに満足してもらえるような観光づくりの具体的な施策が示されることを期待する。	意見承り委員会に報告するとともに、皆様の意見聞きながら今後検討してまいりたい。
財源確保の必要性は認識している。宿泊税に限らず幅広く検討をしてもらえばと考えるところはある。今後のDMOの設立予定はあるか。	DMOの設立は国も推進しており、持続可能な体制は必要と認識しているが、先行地域で課題が多いことや官民連携体制が構築されている地域の実情も踏まえて、今後検討してまいりたい。
国際民族芸術祭やバル街の広報が足りていないのではないか。実際に、泊まりに来た方がその日に初めてイベントを知ったことが多い。民間の広報活動と線引きが難しいとは思うが。	フェスティバルタウンサイトで民間のイベントも紹介しており、さらにPRに努めてまいりたい。
外国人は冬に雪を見に来る方が多い。本州の花見や紅葉シーズンにかかる3、4月や10、11月が少なくなるので、この時期に観光客を呼べるようなイベントの実施やそのプロモーションをしていただきたい。	意見承り委員会に報告するとともに、さらに誘客に取り組んでまいりたい。
プロモーションの効果は薄いと考える。青森のエバー航空新規就航などで函館の台湾の客が減っている中で、宿泊税課税となれば函館の宿泊がドーナツ化現象のようになるのではないかと考えている。アドバイザー会議の評価はどのように行っているのか、金額的なものなのか。肌感覚で行っているのであれば効果測定にはならない。	中間評価は施策の進捗状況等、内容で評価しているが、方法は今後検討したい。

大枠でどのくらいの規模を考えているのか。これがわからないと議論が難しいのではないか。大きな柱を1つか2つに定めて成果をわかりやすくすべきである。	意見承り委員会に報告するとともに、皆様の意見を聞きながら施策を検討してまいりたい。
何をするのにいくら必要かという議論が無いのはどうなのか。これまでの施策を評価しているのか。手法を変えて今までと同じ予算で新しい施策を行うなど考えているのか。	アドバイザーミーティングによる中間評価や部局での施策評価を行っており、予算編成の段階で縮小、拡大を判断している。
新規開業があり客室数が増えている状況で、宿泊客数を増やしますと言ってもらえば理解できるが、そうでないならば、競争にさらされて経営が大変になるだけである。売上は、消費税の増税でも下がり、宿泊税の導入でも下がることになる。検討委員会の動きでも、宿泊税ありきと思ってしまい、信用できない。稼働率が下がり皆が大変になるという危機感が市にあるのか。	意見承り委員会に報告するとともに、皆様の意見を聞きながら、宿泊者を増やす取り組みを進めてまいりたい。

2. 財源確保策に関することについて

ご意見（要旨）	事務局（市）からの回答
宿泊税を導入している先行他都市は、オーバーツーリズムの問題が大きく取り上げられている。函館市では、そういう状況になく、宿泊料金が高くなれば観光客が減るのではないか。他都市も導入したばかりで、減るかどうかはわからないが。	観光客、宿泊客を増やす施策に充てるものであり、観光客が減っていくことは想定していないところ。
北海道が導入を検討しているという話はどうなっているのか。二重課税となるのかどうなのかイメージがつかないと話できない。	具体的な案を北海道から示されていない。今後の調整必要と考える。
なぜ、他の観光施設から徴収することはできないのか。我々もそれぞれ特定の施設、宿泊施設である。	宿泊者が観光客の7割を占め、他の案と比較し対象者の捕捉ができる。
市民を除いて、入域行為に課税できないのか。地元の方が市内での宿泊を敬遠し離れていくのではないかという懸念から、お話ししている。	沖縄県内に、島への入域行為に課税する事例があるが、入域手段が限定されている事例。函館市では、多岐に渡る入域方法を捕捉することは困難と考えられる。
日帰り客、クルーズで来られる方にも負担いただくという視点もあってよいのではないか。今後、日帰り客数と宿泊客数とが逆転することもあるかもしれない。	意見承り委員会に報告してまいりたい。
制度としてよいのはわかるが、現実問題として価格競争になる。	意見承り委員会に報告してまいりたい。
全ての宿泊施設を対象とし一律で（定額）課税されると重みが違う。累進課税的な制度を考える余地はあるか。小規模施設は経営が苦しい。古民家リフォームの施設が空家に戻る危険性がある。	他都市では、段階税率を設けているところもあり、意見承り委員会に報告してまいりたい。
低額の宿泊施設に対する非課税ということを、ぜひ考慮していただきたい。	意見承り委員会に報告してまいりたい。
大手資本との競争に小規模事業者は負ける。制度設計として、税収の見込額や具体的な手続き方法を考えているか。	税収の見込額は、延べ宿泊者数440万人に一律でという仮定で、100円なら4.4億、200円なら8.8億と計算できる。具体的な手続きなどは現段階で説明できない。
課税の対象となる宿泊施設の範囲はどこまでなのか。	他都市は民泊も対象としており、この考えは基本となると考えている。

公平性の観点から、税率は一律にすべきではないかと思う。また、違法民泊に宿泊客が流れる懸念がある。	違法民泊は北海道とも協力し対応していきたい。
一律でいくら徴収するかなど決まっているのか。3～5千円の低廉な宿泊料金だとお客様の負担感でてくるので価格転嫁難しい。安いところにはかけないなど、規模で分けてほしい。	まだ決まっていない、これから検討となるところ。
先行している事例で、食事料金をパーセントで計算していると聞いているが、実際の食事料金があるわけで、その制度設計をしっかりとしてもらいたいと思う。免税点や段階税率がある場合、食事代を高めにして課税を逃れていくと疑っているように聞こえる。	意見承り委員会に報告してまいりたい。
新たな負担はないほうがよいと個人的に考えるが、今後導入されることとなる時には、消費税の増税でもシステム改修があり、宿泊税の導入時にもシステム改修必要となるなかで、補助していただけることはあるのか。	今後検討していくこととしたい。

3. その他

ご意見（要旨）	事務局（市）からの回答
観光振興のため、財源を必要とすることは理解できる。インターネットのアンケート調査では、宿泊税に反対する意見も多い。宿泊税が妥当と示せるような調査は実施したのか。今後調査を実施する予定があるのか。	現在のところ、調査は行っていない。次年度以降観光動向調査にて観光客の意向を聞くような設問を取り入れられるか検討したい。
宿泊者数の目標あるいは売り上げ目標の設定があるのか。正確な宿泊者数を把握していないのはいかがなものか。入込客数も精度の高い推計方法を研究していただきたい。宿泊者数の目標があつて、そのための施策の議論があり、そしてどの規模の財源が必要か逆算した方が納得できる。宿泊者数の把握と宿泊者数の目標の設定が必要である。	入込客数の目標値は観光基本計画で設定しているが、宿泊者数の目標値は設定していない。
現場の声を聴くということが必要ではないか。4割強が道内客の宿泊施設も中にはある。「料金を内税でできないのか」という要求に現場の者がどう説明できるのか。人手不足で時給が上がっている現状で、経営も大変である。諸々考えて検討すべきでないか。	将来を見据え、函館が生き残っていくためには観光振興が重要であり、力を入れていきたいということで考えている。
今後の話の進め方はどうなのか。事業者が良いということを取り入れるのであれば、委員会ではなく、我々事業者と話し合うべきである。得た財源で、事業者と行政で知恵出し合って話し合ってどう伸ばしていくか議論していきたい。たとえば、固定資産税が課税免除となる過疎法の適用や入湯税を撤廃できないのかといったことなど、言いたいことは色々ある。	何らかの形で、お話しできればと考える。北海道の状況次第で変わることも考えられる。
入湯税の徴収にあたり、現場は細かい問題が起きている。これまでコンベンション協会などがヒアリングに来たことがない。個別に事業者を回ってヒアリングしていただきたい。今の観光プロモーションは次には繋がらないと思う。	意見承り委員会に報告するとともに、皆様の意見を聞きながら施策を検討してまいりたい。
観光アドバイザーミーティングの新聞報道を見たが、観光入込客数の目標値はどうなっているのか。	引き続き 550 万人を目標として承知している。